

(別紙) 法第3条第3項第2号に掲げる中山間地域等直接支払事業を行う場合

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内及び地域計画区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(別に市町村対象農用地の基準に該当する地図を添付)

ア 対象地域

旧小林市（知事特認地域）

旧須木村（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法）

旧野尻町（過疎地域自立促進特別措置法）

イ 対象農用地

《旧小林市》

急傾斜農用地（田 1／20 以上、畑・草地・採草放牧地 15 度以上）

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には支払対象とする。

《旧須木村及び旧野尻町》

(ア) 急傾斜農用地（田 1／20 以上、畑・草地・採草放牧地 15 度以上）

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には支払いの対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(エ) 市長の判断によるもの

a 緩傾斜農用地

田 1／100 以上、1／20 未満の田

8 度以上 15 度未満の畑

(オ) 宮崎県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 集落協定の共通事項

(1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という。）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手等が貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、土地改良施設担当、法面点検担当、水路・農道等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

(2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

ア 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的にに取り組む事項を記載する。

なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取組を選択して行うこととする。

イ 集落協定及び個別協定は、令和8年度以降に締結することも可能とする。

(3) 集落マスタープラン

ア 集落協定の将来像の明確化

集落の実情を踏まえ、集落協定の参加者の総意の下に、当該協定が目指す農業生産活動等の体制整備に向けた10～15年後の目標を明確に記載することとする。

イ 具体的活動計画

アにより定めた目標を実現するための、協定認定年度から5年間の具体的な活動計画を記載することとする。

(4) 農業生産活動等の体制整備を図るための取組みとして活動すべき事項

中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の3の(2)のアの単価（以下「通常単価」という。）を交付する協定にあっては必須事項であり、(3)「集落マスタープラン」の内容と整合整合性があり、協定農用地において農用地等保全体制の整備に加え、「ネットワーク化活動計画」を作成することをいう。

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、小林市長が認定農業者に準ずる者として認定する者とする。